

公示第650号

令和7年 2月 28日

ダスキン健康保険組合

理事長 松重 泰子



「任意継続被保険者の標準報酬月額の上限」について

令和7年度における任意継続被保険者の保険料や各種給付金などの算定の基礎となる標準報酬月額の上限は次のとおりです。

標準報酬月額 380,000円（26等級）

ただし、その者の退職時における標準報酬月額がこの額を下回るときは、退職時の標準報酬月額となります。健康保険法第47条により公示いたします。

記

1. 令和7年4月1日以降に任意継続被保険者となる方の標準報酬月額の上限

月額 380,000円

等級 (26等級)

2. 標準報酬月額を基礎とした場合の月額保険料（一般）

41,914円（保険料率 110.3/1000）

3. 適用期間

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

---

以上